

広島県避難所開設・運営訓練手引き
「運営に必要な各種活動」教材

保健・衛生管理の 活動

**避難者の健康を維持するために
どんなことが必要でしょうか？**

- 参加者の皆さんに、「避難者の皆さんの健康を維持するために、どんな取り組みが必要か」について、問いかけましょう。
- 2～3人ほど、意見を聞いてみましょう。

※ご存じない人が多いので、知らなくても恥ずかしくないことを伝え、フォローしましょう。

避難所の清掃



出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：宇城市

■具体的な取組み

- 応急処置・救護体制の整備
- トイレの対策の体制整備
- 共有空間の環境管理
- 居住空間の環境管理
- 避難者の健康管理

■対応のポイント

- 避難者の健康的に生活できるよう、**負傷者や体調不良者等の応急処置、衛生環境の整備、健康管理のための取組み**を実施
- 避難者と協力しながら、**居住空間やトイレ、ゴミ置き場等の共有空間の清掃**を実施
- 定期的にラジオ体操等を実施
- **定期的な見回りで早期に体調不良者等を把握**し、専門家に対応をつなぐ

【説明内容】

- 避難者が健康的に避難所生活を送るためには、**負傷者や体調不良者がいれば、避難所でできる緊急的な対応を実施すること、また医療機関等につないでいく**ことが必要です。
- また、**避難所の衛生環境を整備し、感染症等を防ぐこと、さらに避難者の健康管理のための見回りなど**をすることが必要です。
- 衛生環境の整備としては、避難者の居住スペースの清掃や、トイレ、洗濯場所、ゴミ置き場などの共有空間の清掃が重要になります。
- 衛生環境の整備については、避難者と協力しながら実施するようにしましょう。
- トイレが使えない場合には、仮設トイレを設置し、使用のルールや清掃当番などを決め、周知していくことも重要です。
- また、避難所生活では、運動不足になりがちですので、定期的にラジオ体操などを行うことで、エコノミークラス症候群の防止を行うことも重要です。
- さらに要配慮者を中心に、避難者の見回りを行うことで、体調不良やこころの不調等を早期に発見し、必要に応じて専門家につないでいくことが重要です。

※エコノミークラス症候群とは

- 食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。
- その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

応急措置・救護体制の整備 について

- まず「応急措置・救護体制の整備」についての説明をします。

⑤保健・衛生班がすること

保健・衛生班は避難所運営において、「応急処置・救護体制の整備」「生活環境の衛生管理（環境整備と衛生管理）」「避難者の健康管理」を行うことが重要な役割となります。
そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1. 応急処置・救護体制の整備

2. トイレの対策の体制整備

3. その他、共有空間の環境管理

4. 居住空間の環境管理

5. 避難者の健康管理

定期的な班会議を行うなどして、保健・衛生班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

61

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p62～63

1. 応急処置・救護体制の整備

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp62～63の内容、

1. 応急処置・救護体制の整備

- について、説明します。



益城町立広安小学校の救護所の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：三重県いなべ市



負傷者への応急処置の様子
（落合小学校）

【説明内容】

- 避難所内に病人や負傷者の応急処置を行うための救護室を確保します。
※避難所レイアウト図で、救護室となるスペースを示す
- 医薬品、包帯、絆創膏、消毒液等がある場合は、負傷者や体調不良者に迅速に対応できるよう、救護室に用意します（写真左）。
- 避難者の中で、ケガや体調不良がある人は、速やかに申し出るように伝え、負傷者、体調不良者の数や状況を把握します。
- 救護室では、止血等の応急処置を行います。（写真右）
- 可能であれば、専門的な知識や技能を持つ人が実施することが望めます。
- そのため、避難者の中に、医師や看護師など、専門的な知識や技能を持つ人がいないかを呼びかけ、協力をお願いしましょう。
- いない場合は、避難所運営組織の担当班で対応しますが、速やかに、市町職員に相談し、専門家の派遣や、あるいは医療機関等への搬送等をお願いいたします。
- そのため、避難所運営組織の担当班の皆さんも、応急処置について、ある程度の知識や技能を身につけることが望めます。
- 消防署などで、災害時の負傷者等への応急処置の訓練や研修を実施している場合がありますので、そのような訓練や研修に参加するとよいでしょう。

トイレの対策の体制整備 について

- 「トイレの対策の体制整備」についての説明をします。

⑤保健・衛生班がすること

保健・衛生班は避難所運営において、「応急処置・救護体制の整備」「生活環境の衛生管理（環境整備と衛生管理）」「避難者の健康管理」を行うことが重要な役割となります。
そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1. 応急処置・救護体制の整備

2. トイレの対策の体制整備

3. その他、共有空間の環境管理

4. 居住空間の環境管理

5. 避難者の健康管理

定期的な班会議を行うなどして、保健・衛生班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

61

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p64～66

2. トイレの対策の体制整備

【説明内容】




- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp64～66の内容、

2. トイレの対策の体制整備

- について、説明します。

トイレの対策の体制整備

9

災害用トイレの種類	概要	メリット	衛生用品
 携帯トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ 吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる 使用するたびに便袋を処分する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 電気、水が必要ない 比較的安価で、少ないスペースで活用できる 既存の個室と洋式トイレがあれば使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 手指消毒用のアルコール消毒液等 ウェットティッシュ ペーパータオル（手洗い用）
 簡易トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて凝固剤等で水分を安定化させる 使用するたびに便袋を処分する必要がある 持ち運びが簡単であるため、被災者が家族・仲間と共有できる トイレがない・洋式便器がない場合でも使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 電気・水が必要ない 比較的安価、かつ少ないスペースで保管・活用できる 既設の個室があれば使用できる 既存の個室以外で使用する場合は、テントやパーテーション等で仕切れば使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 水（清掃用、消毒液希釈用） バケツ ビニール袋 ホウキ・ちりとり 雑巾 ブラシ トイレ用洗剤
災害用トイレの種類と概要例 出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」			トイレ関連備品 <ul style="list-style-type: none"> トイレットペーパー 生理用品 ペーパー分別ボックス / サニタリーボックス 消臭剤 消毒マット 汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤 <p>トイレの備品例 出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」</p>  <p>携帯トイレの設置例（訓練） （中通地域交流センター）</p>

【説明内容】

- 断水等でトイレが使えない場合、災害用トイレを設置し、トイレを確保するとともに、使用するための環境やルールの整備を行います。
※避難所レイアウト図で、トイレの位置と、必要に応じて、災害用トイレの設置場所を説明します（決まっている場合）。
 - トイレの管理は、避難所運営において、とても重要です。
 - トイレが汚いと、トイレを我慢したり、食事や水を十分に取らないようにして、トイレに行かないようにしたり等、避難者の体調の悪化の原因になるからです。
 - 地震や洪水・土砂災害等が発生した場合、停電や断水等で、トイレが使えなくなる場合があります。
 - ですので、まずは、トイレの状況を確認します。もし使えないトイレがあった場合は、「使用禁止」の貼り紙等をして、避難者に伝えます。
 - また、トイレの数を十分に確保できるよう、簡易トイレなどの災害用トイレを設置します。
- ※トイレの数について、内閣府のガイドラインでは、災害発生当初は50人にひとつ、また、女性用と男性用の割合は3：1であることを目安としています。

※参考資料：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」
(H28.4)

- 災害用トイレには、さまざまな種類がありますので、避難所ごとに、どんな災害用トイレが準備されているのか、確認し、事前に設置の仕方を確認しておきましょう。
- 災害用トイレが不足する場合は、市町職員と相談をして、確保します。
- また、トイレトペーパーやペーパータオル、汚物入れ等、施設内のトイレの状況や、災害用トイレの種類等に応じて、必要な備品を確保し、設置します。

- さらに、トイレの状況や種類に応じて、使用ルールを定めます。
- たとえば、携帯トイレや簡易トイレは、断水時でも使用できますが、使用するたびに汚物を処分する必要がありますので、汚物の処分の仕方も含めて、周知する必要があります。
- また、避難所内での感染症のまん延を防ぐために、トイレではスリッパに履き替える、使用後は手洗いをするなど、衛生管理の徹底が重要になります。
- それから、トイレを清潔に保つために、避難者にも協力してもらいながら、清掃当番を決めるなど、常に清潔に保つようにします。

共有空間・居住空間の環境管理 について

- 「生活環境の衛生管理」の説明

⑤保健・衛生班がすること

保健・衛生班は避難所運営において、「応急処置・救護体制の整備」「生活環境の衛生管理（環境整備と衛生管理）」「避難者の健康管理」を行うことが重要な役割となります。
そのために、具体的には下記5つの業務を実施します。

1. 応急処置・救護体制の整備
2. トイレの対策の体制整備
3. その他、共有空間の環境管理
4. 居住空間の環境管理
5. 避難者の健康管理

定期的な班会議を行うなどして、保健・衛生班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』
(標準版) p67～69

3. その他、共有空間の環境管理
4. 居住空間の環境管理

【説明内容】

- ここでは、広島県『避難所開設・運営マニュアル』（標準版）のp67～69の内容、

**3. その他、共有空間の環境管理
4. 居住空間の環境管理**

- について、説明します。



避難所のゴミ置き場の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：益城町



断水中の手洗い場の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：徳島県徳島市



避難所の更衣室の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村



避難所の物干し場の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：益城町

【説明内容】

- 避難所でさまざまな方々が共同生活を行うにあたって、ゴミ置き場、洗面所、更衣室等、共有する空間の衛生管理を行います。
※避難所レイアウト図で、ゴミ置き場や洗面所、更衣室、洗濯場・干場等の各種スペースの場所を説明します（決まっている場合）。
※決まっていなければ、災害時に備え、決めていくことが必要です。
- 共同で使う空間である、ゴミ置き場、手洗い場、更衣室、洗濯場・物干し場等について、使用ルールや清掃ルールを決める必要があります。
- ゴミ置き場については、ゴミの出し方や分別の仕方などについて、手洗い場については、水の確保や排水等について、更衣室や洗濯場・物干し場については、男女別にするなど、それぞれに使用ルールを決め、避難者に周知することが重要です。
- また、それぞれのスペースを清潔に保つために、避難者にも協力してもらいながら、清掃の仕方や清掃当番などを決めていくことが重要です。
- こうしたスペースを清潔に保つためには、清掃用具や消毒資材なども、整備する必要があります。
- 不足した場合は、食料・物資の担当班と協力して、調達します。



居住空間の清掃の様子（熊本地震）
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村

時間割	
点灯	6 : 0 0
朝食	7 : 0 0 2階ホールで配布
清掃	1 0 : 0 0
昼食	1 2 : 0 0 2階ホールで配布
夕食	1 7 : 0 0 2階ホールで配布
消灯	2 1 : 0 0

清掃時間等の例

【説明内容】

- 避難所でさまざまな方々が共同生活を行いますが、居住空間については、避難者に、自分のスペースの清掃等をお願いします。
※避難所レイアウト図で、居住空間の場所を説明します（一般避難者スペース、要配慮者スペース等）。
- 居住スペースの清掃については、原則として、避難者自身に掃除をしてもらうようにお願いします。
- その際、毎日の掃除の時間を決めて、避難者の皆さんで掃除ができるようにするとよいでしょう。
- 同様に、換気についても、決まった時間に換気をするよう、呼びかけるとよいでしょう。
- 定期的に、全体の清掃実施を行きましょう。
- また、そのために必要なホウキやバケツ、消毒資材等、確保するようにします。
- 不足する場合は、食料・物資の担当班と協力して、調達します。

避難者の健康管理 について

- つづいて、「避難者の健康管理」について説明します。



避難所での運動のススメ例
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：熊本県



避難者の体操の様子
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村



感染症対策の呼びかけのチラシ例
出典：広島県「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」



要配慮者への見守りの様子
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：御船町

【説明内容】

- 避難所では、さまざまな方が共同生活し、自宅とは異なる生活環境になりますので、感染防止、または健康維持のための取組みが必要になります。
- そのために、まずは、チラシ等で、手洗いの徹底や運動を進めるなど、避難者自身で感染防止や健康管理をするよう、呼びかけましょう。
- また、避難所生活では運動不足になりがちですので、定期的に体操をするなどして、避難者全体でできる健康管理の取組みを行きましょう。
- さらに、特に要配慮者に対し、いち早く、体やこころの不調を把握して、専門家に対応をつないでいけるようにするために、見守り体制を整備します。
- 見守り体制は、定期的に、複数人で交代で回れるよう、当番制にするなど工夫しましょう。



【質疑応答】

- 市町職員や施設管理者なども含め、応答できる人が説明します。